

# 「小倉北区役所及び東谷市民センターEV 充電設備リプレース事業」

## 共同事業者公募要領

### 1 概要

北九州市（以下「市」という。）と共同で「小倉北区役所及び東谷市民センターEV 充電設備リプレース事業」（以下「本事業」という。）を実施する事業者を募集するもの。

### 2 業務内容

別紙「業務仕様書」のとおり

### 3 選定方法

#### (1) 審査方法

企画提案書の書類審査方式 ※口頭審査は行わない。

審査基準は別紙「審査基準」のとおり。

#### (2) 選定結果の通知

選定結果については電子メールにて通知する。また、市ホームページでも公表する。

### 4 応募資格

以下の要件を全て満たす法人であること。なお、企画提案書等提出書類の受付後に要件を満たさない事実が判明した場合若しくは要件を喪失した場合、その時点で応募資格を失う。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 仕様書等に示す業務を履行する能力を有すること。

(3) 電気自動車用充電サービス事業について精通していること。

(4) 次の要件を満たすこと。

- ・ 北九州市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- ・ 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- ・ 6ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。
- ・ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- ・ 法人税及び事業所所在地における地方税（法人住民税、事業税等をいう。）が未納でないこと。

(5) 本事業に関するプロポーザル方式審査委員会設置から審査結果の公表までの期間に、本事業について審査委員会の委員に対し接触等の働きかけを行わないこと。

※共同企業体として参加する場合は、全ての構成員においても上記応募資格を満たす

こと。

## 5 質問の受付及び回答

提案に関する質問は、質問書の提出によるものとする。質問書は様式3に示すとおりとする。

- (1) 提出先 「11 担当・連絡先」参照
- (2) 受付期間 公募開始の日より令和5年11月14日（火）17時必着
- (3) 提出方法 電子メール  
※ 送付後は提出先まで到達確認すること。  
※ 件名は「充電設備リプレイス事業質問書（会社名）」とすること。
- (4) 回答方法 質問があれば随時市ホームページ等で回答を通知する。
- (5) その他 担当者以外への質問は行わないこと。

## 6 参加申込書等の提出

- (1) 提出書類
  - ① 参加申込書兼誓約書（様式1）
  - ② 会社概要（A4用紙、様式自由）  
会社名、所在地、設立年月日、資本金、従業員数、組織図、特記事項等を記載すること。
  - ③ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
  - ④ 役員名簿（様式2）
- (2) 提出先 「11 担当・連絡先」参照
- (3) 提出期限 令和5年11月21日（火）17時必着
- (4) 提出方法 電子メール  
※ 送付後は提出先まで到達確認すること。  
※ 件名は「充電設備リプレイス事業参加申込書（会社名）」とすること。
- (5) その他 要求した内容以外の書類、図面等については受領しない。

## 7 企画提案書の提出

- (1) 提出書類
  - ① 企画提案書  
※ A4用紙に10枚程度、様式は自由、図や写真等の挿入可とする。  
※ 提案者名が分からないようにすること。
  - ② 直近の3年分の決算書等の写し
- (2) 記載項目  
別紙「審査基準」に掲げる各項目について、業務仕様書の内容を踏まえて企画提案書を作成すること。

### 【審査基準に掲げる項目】

- ① 事業主体（実績・経験）
- ② 事業計画（事業スキーム）
- ③ 企画提案（利用料金、電気料金の還元、利用方法、運営・問い合わせ対応、事業報告、更新設備の稼働率向上、災害時の対応強化、市民に対する啓発）

- (3) 提出先 「11 担当・連絡先」参照
- (4) 提出期限 令和5年11月28日（火）15時必着
- (5) 提出方法 電子メール  
※ 送付後は提出先まで到達確認すること。  
※ 件名は「充電設備リプレース事業企画提案書(会社名)」とする。
- (6) その他 要求した内容以外の書類、図面等については受領しない。

## 8 協定の締結

事業者は、本市と協議の上、速やかに本事業に関する協定を締結することとする。なお、事業者が協定の締結を辞退した場合、又は協定締結までに以下の事由に該当した場合は、選定結果を取り消し、協定を締結しないことができるものとする。

- (1) 参加資格を喪失したとき
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があったとき
- (3) 正当な理由がなく、協定の締結に応じないとき
- (4) 財務状況の悪化等により、事業の運営に支障が生じると判断されるとき
- (5) 社会的信用の著しい損失等により、事業者として適切ではないと判断されるとき
- (6) 市職員及び審査委員会の委員に対する不正な行為が認められたとき
- (7) 事業推進に必要な手続きを行わないとき
- (8) 本要領、関係法令等に反していることが明らかになったとき
- (9) そのほか、市長により、協定の締結が適当でない判断されるとき

## 9 その他

- (1) 全ての応募書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 手続きに関する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 提出期限までに参加申込書及び企画提案書を提出しない者は、選考に参加できないものとする。
- (4) 提出書類に虚偽の内容が記載された場合、その者が提出した応募書類を無効とし、選定の対象外とする。
- (5) 参加申込書兼誓約書及び企画提案書の取扱い
  - ① 提出された参加申込書兼誓約書及び企画提案書は、特定・非特定に関わらず、特定後一定の間評価結果とともに公開する場合がある。非公開を求める場合

は、その旨を参加申込書兼誓約書及び企画提案書に記載すること。記載なき場合は、公開に同意したものと見なすものとする。非公開を希望した場合でも、「非公開を希望した旨」を公開する。なお、特定された候補者については、原則非公開は認めない。

- ② 上記において候補者が特定されるまでの間であれば、公開についての意思を変更することができる。この場合、書面（書式自由、ただしA4判）にてその旨を提出すること。
  - ③ 提出された応募書類は理由の如何を問わず、返却をしないものとする。
  - ④ 提出された参加申込書及び企画提案書は、特定を行う作業に必要な範囲又は上記の場合において、複製を作成することがある。
- (6) 提出書類の提出後において原則として、提出書類に記載された内容の変更を認めない。
- (7) 企画提案書の作成のために市より受領した資料は、市の了解なく公表、使用してはならない。
- (8) 市は、協定締結後の業務において、企画提案書の提案内容に拘束されない。

#### 10 実施スケジュール（予定）

令和5年11月1日（水）	公募の開始 質問書・参加申込書 受付開始（質問は随時回答） ※公表・応募は市ホームページで行う
令和5年11月14日（火）17時	質問書の受付締切
令和5年11月21日（火）17時	参加申込書の提出締切
令和5年11月28日（火）15時	企画提案書の提出締切
令和5年11月29日（水）以降	審査委員会の開催 結果通知後速やかに協定の締結

#### 11 担当・連絡先

環境局グリーン成長推進部グリーン成長推進課 担当：竹林、明石  
〒803-8501 北九州市小倉北区域内1-1  
電話 093-582-2286  
電子メール kan-green@city.kitakyushu.lg.jp